

特別教育を必要とする危険有害業務の一覧表

安 則 36 号 別	対 象 業 務		安法 59条 安則 36条	就業制限（法61） 作業主任者（法14） との関連	教育内容等		備 考
					教は告示92号 改正S52. 12. 27 第11号を示す		
1	研削といしの取替、取替時試運転業務				教 1、2条		
2	動力プレス機の金型、シャーの刃部又はプレス機、シャーの安全装置、安全囲の取付け、取外し又は調整業務			・ 5 台以上作業主任者	教 3条		
3	アーク溶接業務			・ ボイラー、第一種圧 免許	教 4条		
4	高圧（直流750V、交流600～7,000V以下）特別高圧（7,000V超）の活線等の業務 低圧含 詳細は36条 4号参照				教 5、6条		
4の2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務				教 6条の2		令和元年10月1日施行
5	最大荷重 1 トン未満のフォークリフト運転業務（他に道交法適用）			・ 1 トン以上技能講習	教 7条		
5の2	最大荷重 1 トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転（他に道交法適用）			・ 1 トン以上技能講習	教 7条の2		
5の3	最大積載量が 1 トン未満の不整地運搬車の運転業務（他に道交法適用）			・ 1 トン以上技能講習	教 7条の3		
5の4	テールゲートリフターの操作の業務				教 7条の4		令和6年2月1日施行
6	制限荷重 5 トン未満の揚貨装置運転			・ 5 トン以上免許	教 8条		
6の2	伐木等機械				教 8条の2		
6の3	走行集材機械				教 8条の3		
7	機械集材装置運転（集材機、架線、搬器、支柱及び付属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備）			・ 林業架線作業主任者	教 9条		
7の2	簡易架線集材装置又は架線集材機械				教 9条の2		
8	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務				教 10条		令和元年8月1日施行
9	機体重量 3 トン未満不特定場所自走できるものの運転（道交法適用も有） ・ 令別表 7 の 1 号（整地、運搬、積込機） ①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー ・ 令別表 7 の 2 号（掘削機） ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・ 令別表 7 の 3 号（基礎工事機） ①くい打機 ②くい抜機 ③アース・ドリル ④リバース・サーキュレーション・ドリル ⑤せん孔機 ⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン ・ 令別表 7 の 6 号（解体用機） ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧碎機 ④解体用つかみ機 ※②～④までは、平成 2 5 年 7 月 1 日～適用			・ 3 トン以上技能講習	整地、運搬、積込、掘削 教 11条 基礎工事 教 11条の2 解体 教 11条の3	小型車両系建設機械 〔 整地、運搬 積込、掘削 〕 〔 基礎工事 〕 〔 解体用 〕 に分かれている。 平成25年6月30日 以前に開始された 教育は①のみ	
9の2	令別表 7 の 3 号（基礎工事機、上記参考）自走できないもの				教 11条の3		
9の3	同 上 （同 上）自走できるものの作業装置の操作				教 11条の4		
10	令別表 7 の 4 号（締固め用機械）ローラー運転業務（道交法有）				教 12条		
10の2	令別表 7 の 5 号（コンクリートポンプ車）の運転の業務				教 12条の2		
10の3	ボーリングマシンの運転の業務				教 12条の3		
10の4	建設工事の作業におけるジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務				教 12条の4		
10の5	作業床の高さが 2 メートル以上10メートル未満の高所作業車の運転の業務			・ 10メートル以上技能講習	教 13条		
11	動力巻上機運転業務（電気ホイスト等。但しゴンドラは除く）				教 13条		
13	令15条第8号の軌道装置等運転業務（除く 地方鉄道法、軌道法）				教 15条		
14	小型ボイラー取扱業務（令第 1 条 4 号の小型ボイラー）			・ 免許 ・ ボ則23条 該当ボイラーは技講	ボ 92条	ボ教告示115号	
15	クレーン 運 転	1. つり上げ荷重 5 トン未満 2. こ線テルハ（5 トン以上）		・ 免 許	ク 21条	ク教告示118号	
16	移動式クレーン 1 トン未満（道交法適用有）			・ 免 許	ク 67条	ク教告示118号	
17	デリック 5 トン未満			・ 免 許	ク 107条	ク教告示118号	
18	建設用リフト				ク 183条	ク教告示118号	
19	玉掛け（1 トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック）			・ 1 トン以上技能講習	ク 222条	ク教告示118号	
20	ゴンドラ操作				ゴ 12条	ゴ教告示121号	
20の2	作業室、気閘室へ送気のための空気圧縮機運転			内部作業は作業主任者	高圧 11条1号	高圧教告示11号	
21	高圧室への送気の調節業務			同 上	高圧 11条2号	同 上	
22	気閘室へ送気、排気の調整を行うバルブ、コック操作			同 上	高圧 11条3号	同 上	
23	潜水作業者への送気の調節を行うバルブ、コック操作			潜水業務は免許等	高圧 11条4号	同 上	
24	再圧室操作業務				高圧 11条5号	同 上	
24の2	高圧室内作業に係る業務				高圧 11条6号	同 上	
25	四アルキル鉛業務（令別表 5 の四アルキル鉛）			作業主任者	四アル 21条	教告示125号	
26	酸素欠乏危険作業に係る業務			作業主任者	酸欠 12条	教告示132号	
27	特殊化学設備の取扱い、整備、修理業務（令20条5号第一種圧整備除く。）				教 16条		
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務			作業主任者	電離 52条5		
28の2	加工施設又は使用施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務				電離 52条6		
28の3	原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務				電離 52条7		
28の4	事故由来廃棄物等の処分の業務				電離 52条8		
28の5	電離則第 7 条の 2 第 3 項の特例緊急作業に係る業務				電離 52条9		
29	粉じん障害防止規則第 2 条 1 項 3 号の特定粉じん作業者				54. 7. 23 告示68号		
30	ずい道等の掘削作業、ずり資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業			作業主任者	教 17条		
31	産業用ロボットの教示等の業務				教 18条		
32	産業用ロボットの検査、修理、調整等の業務				教 19条		
33	自動車（二輪車を除く。）タイヤの組立に係る空気充てん業務				教 20条		
34	廃棄物の焼却施設においてばいじん等を取り扱う業務				教 21条		
35	廃棄物焼却炉等の設備の保守点検等の業務						
36	廃棄物焼却炉等の設備の解体等の業務等						
37	石綿使用建築物等の解体等の業務			作業主任者、石綿除去現場管理者教育	石綿 27条	石綿教告示132号	
38	特定線量下業務				除染則第25条の8		
39	足場の組立て等の業務			高さ 5 メートル以上は作業主任者が必要	教 22条		
40	ロープ高所作業に係る業務				教 23条		平成28年7月1日施行
41	高さ 2 メートルで作業床を設けられない場所におけるフルハーネス型の墜落制止用器具を使用する業務				教 24条		平成31年2月1日施行